

フードバンクオープンリストへの掲載に関する規程（案）

令和〇年〇月〇日

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

第1章 総則

（目的）

第1条 フードバンクの活動情報を取りまとめ、公表することで、フードバンクと食品寄附者とのマッチングを促し、食品寄附者からフードバンクへの未利用食品の提供拡大につなげることを目的とする。

（対象）

第2条 本規程の対象となるフードバンク（主として、食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、こども食堂、生活困窮者、福祉施設等に未利用食品を無償で提供するための活動を行う団体（名称のいかんを問わない。）をいう。）は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- （1）日本国内に事務所を有すること。
- （2）法令等に関し違反がないこと。
- （3）反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する団体等ではないこと。
- （4）前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為を行っていないこと。

第2章 自己申告

（自己申告の方法）

第3条 フードバンクは、フードバンクオープンリストへの掲載を希望するときは、別記様式に従い、当該フードバンクの主たる事務所が所在する都道府県の管轄区域の地方農政局等に申告するものとする。

（フードバンクオープンリストへの掲載）

第4条 国は、前条の規定による申告があった場合において、一定の手続を経た後、フードバンクオープンリストに当該フードバンクの申告情報を掲載するものとする。

第3章 変更・辞退等

(変更・辞退)

第5条 フードバンクオープンリストに掲載されたフードバンク（以下「自己申告フードバンク」という。）は、申告情報の変更又は掲載の辞退について、当該フードバンクの主たる事務所が所在する都道府県の管轄区域の地方農政局等に申し出ることができる。

2 国は、前項の規定による変更又は辞退の申出を受けた場合、速やかにフードバンクオープンリストを更新するものとする。

(掲載の保留)

第6条 国は、自己申告フードバンク又はその役職員等の関係者が、次の各号のいずれかに該当する場合、フードバンクオープンリストへの掲載を保留することができる。

- (1) 本規程の目的に反する行為を行った、又はその疑いがある場合
- (2) 法令等や公序良俗に違反する重大な事案が発生した場合
- (3) 活動実態がない、又は長期にわたり活動を休止していることが判明した場合
- (4) その他自己申告フードバンクとして適当でないと認める場合

2 国は、前項の規定による保留を行った場合、当該保留を受けた自己申告フードバンクに対し、速やかに情報提供するものとする。

第4章 雑則

(規程の改正)

第7条 本規程は、必要に応じて改正される場合がある。

(事務の所掌)

第8条 フードバンクオープンリストへの掲載に関する事務は、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課及び別表の地方農政局等において所掌する。

(その他)

第9条 本規程で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本規程は、令和8年3月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

市町村コード	No	都道府県	市町村	フードバンク活動団体概要	
(記入不要)		●●県	●●市	基本情報	
				団体名称	
				郵便番号	
				住所	
				電話番号	
				FAX	
				メールアドレス	
				ホームページURL	
				理念・活動情報	
				基本理念	
				主な活動内容	
				団体の設立年	
				フードバンク活動の開始年	
				法人格の取得の有無	
				取扱・受入条件等に関する情報	
				主な取扱品	
				特に求めている品目	
				受入条件	
				受入可能日	
				駐車可能な車両のサイズ	
				冷蔵・冷凍設備の所持の有無	
				主な提供先	
				食品取扱量等に関する情報	
				2019年度 食品取扱量 (ト)	
				うち他のフードバンクからの受入量 (ト)	
				2020年度 食品取扱量 (ト)	
				うち他のフードバンクからの受入量 (ト)	
				2021年度 食品取扱量 (ト)	
				うち他のフードバンクからの受入量 (ト)	
				うち野菜の取扱量 (ト)	
				時期・品目	
				2022年度 食品取扱量 (ト)	
				うち他のフードバンクからの受入量 (ト)	
				うち野菜の取扱量 (ト)	
				時期・品目	
				2023年度 食品取扱量 (ト)	
				うち他のフードバンクからの受入量 (ト)	
				うち野菜の取扱量 (ト)	
				時期・品目	
				2024年度 食品取扱量 (ト)	
うち他のフードバンクからの受入量 (ト)					
うち野菜の取扱量 (ト)					
時期・品目					

別表（第 8 条関係）

地方農政局等	管轄区域	住所・電話番号
北海道農政事務所 消費・安全部 消費生活課	北海道	北海道札幌市中央区南 22 条西 6 - 2 - 22 （エムズ南 22 条第 2 ビル） 電話：011-330-8813（直通）
東北農政局 消費・安全部 消費生活課	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 （仙台合同庁舎） 電話：022-221-6095（直通）
関東農政局 消費・安全部 消費生活課	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 （さいたま新都心合同庁舎 2 号館） 電話：048-740-0095（直通）
北陸農政局 消費・安全部 消費生活課	新潟県、富山県、石川県、 福井県	石川県金沢市広坂 2 - 2 - 60 （金沢広坂合同庁舎） 電話：076-232-4227（直通）
東海農政局 消費・安全部 消費生活課	岐阜県、愛知県、三重県	愛知県名古屋市中区三の丸 1 - 2 - 2 電話：052-223-4651（直通）
近畿農政局 消費・安全部 消費生活課	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下 る丁子風呂町（京都農林水産総合庁舎） 電話：075-414-9771（直通）
中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	岡山県岡山市北区下石井 1 - 4 - 1 （岡山第 2 合同庁舎） 電話：086-224-9428（直通）
九州農政局 消費・安全部 消費生活課	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	熊本県熊本市西区春日 2 - 10 - 1 （熊本地方合同庁舎） 電話：096-300-6121（直通）
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	沖縄県	沖縄県那覇市おもろまち 2 - 1 - 1 （那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館） 電話：098-866-1673（直通）